

オランダ総領事デ・ウィット月例報告一八六〇年—一八六三年(二)

横山伊徳 訳

一八六一年六月月例報告(植民省文書公開文書一一一〇号所収)

六月一日、私は駐日イギリス公使Rutherford Alcockと共に日本を縦断する陸路の旅を開始した。そして同氏の客人として書記官代理Gower、英国長崎領事Morrisonと画家Wigramが共に同行しており、日本人士官五人と通詞二人が(我々に……YH)案内人として提供された。

我々は馬で旅することに決めた。それは、より自由を得て、その土地をもっとよく見ることができるようになるためであった。しかし、日本の高官は駕籠ノリモノ以外では旅行をしないので、我々は駕籠を二つ持つて行くことにした。オランダとイギリスの国旗を先頭にして、行列の最初にこの駕籠が進んだ。

全旅程で無秩序なことは何も起こらず、我々は特に最良の鄭重さと尊敬をもって迎えられた。各領国の境では、別の案内人が番をしており、大名は我々がその領地を通って領外へと出るように彼らを派遣していた。町や村に入るとその地の当局者が、我々と一緒に同伴しそこを通過するべく立っており、日本風に腰をかがめ挨拶をした。

道はきれいに掃除され、一方で多くの家の前には、水と盛砂が見えた。これは水まきと道の清掃が行われたことの証拠であった。あちこち大名の城下町の主要門外で、儀典馬とともに何人かの士官が立哨していた。

民衆自身は街道に沿って整然と土下座し、道の中央部分は自由に行き

来が出来るようにしてあった。遠くまで拡がり多人数が住んでいる町や村ではどこでも、惹き起こされた異例の風景によって、人々の流れは混乱をきたすことが全くなく、また、我々の通行中とても深い静謐が支配していたが、それは幕府が行使している権力の小さくない証しに他ならない。

(土地は豊かに耕され、森はありあまるほど豊かである。穀物がいまそこから収穫された同じ耕地に、綿花や様々な種類の(豆の種や……YH)豆が育っていた。一方で、見渡すかぎり米作地が広がっていた。こうした広い農地は、しかしながら、庶民のもとに富をもたらししているようには見えなかった。この農地は富を期待すべきものではなかった。恐らく、大名やあるいは当然ながら幕府自身が農地耕作者から求めている過大な歳入に、その理由を見出すべきものである。少なくとも次のことは際立っていた。すなわち、商業活動が活発ないくつかのところは、家屋ばかりではなく、着物や庶民の身なり自体もより立派に見えた。

九州だけは、石炭の鉱脈が露出していた。肥前と筑前の領地のあちこちの、大街道からさほど遠くないところに、大量の石炭が山積みされていた。我々はこれらの露天になっている近場の石炭を見るために、一度横道に入った。すると、我々は真新しい竹の柵の前に辿り着いた。その前には肥前の士官が二人おり、我々に帰るように指示した。しかしそこは公道であり、そして、我々は既に何度も、横道の入口にあるこうし

新しく建てられた柵状の建造物に気づいていたので、これらは、まるで我々に大街道だけ通って欲しいのだというような、強い疑念を生んだ。それ故、我々はこの制限を受け容れず、柵を越えて更に進んだ。石炭は劣質なもののように見えた。その直ぐ側までくると、丘の麓にわずか三フィートの高さの坑道への入口があった。一時間ほど経ってAlcock氏は風景をもっとよく見るために丘に登ろうとした。そのとき肥前の大名の案内の士官たちが、彼の後に走って付いてきて、彼を押し止めようとした。しかし今度も彼らの努力は空しく終わった。夕方休息所に着き、案内の士官が出来事について弁解を申し出て来た。そしてそれを誤解のせいにした。一方、役人は、今も今後ともはや何の制限も受けることがないようになり、我々が勝手にどこへ行っても妨げられることはない筈であると確約した。

下関に着き、我々はそこでAlcock氏を護送する指令をうけた蒸気艦Ringdove号の他に、もう三艘のイギリス艦を見た。これらは日本中の全沿岸測量のために中国から派遣されたものである。

Alcock氏が日本の江戸の外国掛老中からその許可を得たと主張しているにもかかわらず、しかし幕府側はこの測量実施に抵抗している。

この測量への抵抗は、まったく驚くべきことであった。何故なら、これらの艦隊の司令官「Ward」が、対馬島の湾の一つに停留するロシア軍艦Posadnik号にたまたま遭遇したと話していたからである。同艦は同地にすでに四ヶ月いるようで、また、(同艦の……YH)司令官「Bibley」は当時、以前作成された朝鮮海図に関連して測量することを公言していた。乗組員の一部が、そのために建てられた建物に上陸して占領しており、すべては、彼らが長期にわたって滞在のするべく装備していることを示唆していた。

軍事的観点から考えて、対馬は広くて穏やかな湾が多く、朝鮮と日本

の大体中間にあり、非常に重要なところと考えなければならぬ。開港地以外の諸港で外国人が上陸することを認めることへの幕府の抵抗に出会うと、ロシア人は同島に実力で占領したのであるとういうような噂が真実を含むことは、あり得ないことではない。ロシア司令官は、しかしながら、対馬の別ののあるところで、測深をしている自分の小艇に対して発砲されたこと、そこで自分は上陸し犯人の銃を奪い取ったことがある、とだけ説明していた。

下関は広い活気のある商業地である。通りを散歩した際、私は、外国人のために開かれた港では入手できない棹銅が、ある商店で売り物として置いてあるという奇妙な出来事を経験した。何の疑問も残さなため、私は入店し値段を聞いた。すると一ピコル当たり一分銀四八枚を要求した。おそらくこの事情は、銅が輸出される前に庶民がまず銅を銅線や釘などに加工するという有利な条件を享受するようにしたいという、幕府の切望に帰すべきものである。

私はここでRingdove号に行き、その司令官に兵庫までの同行を申し出た。なぜなら、王有ブリッグ艦Cachet号は帆船なので、この地に到着するには、いくらか長い時間が必要だろうからである。

出立して四日目、我々は兵庫の停泊地に錨を卸し、次の日を町を散歩し船大工の造船所を見ることに費やした。最初は、我々が行く各通りでは商店は閉じていて、住人は家の中に留まっていた。我々は案内の役人に、こうしたことは何を意味するのかを問うた。それに対して、予防手段という説明がなされた。なぜなら、当地には悪い連中が沢山おり、襲撃や嫌がらせが心配されるからという。しかし、我々が、こうした目立つ手段を取らないようにして欲しいと知らせたところ、全ての商店は開かれ、我々は、少しの混乱もなく、全ての通りで庶民が道端に集まっているのを見た。

しかし、なにか警戒すべき危険に対する恐怖心を我々に惹き起こすこのやり方は、手始めの措置のようだった。その後、江戸からそのため派遣されてきた外国奉行の一人が、夕方我々に面会に来た。彼は既に何日もここにおいて我々を待っており、今度江戸で多人数がピストルを購入し、京都（都）に向かっている途中である、という知らせを幕府は得た、と言った。

そして帝と大君の間に不一致があり、その結果悪巧みを企てる連中は全て、前者の周りに集まり、その領土山城国に結集している、

幕府は同地ではこの連中を追跡する十分な實力を持っておらず、しかし、同地への途上で多くの浪人を逮捕した、これは彼らの一味の多勢がよからぬ企てをもち京都へ出かけたことを明らかにした、

かくして我々に対する狂った襲撃が取り沙汰されており、陸路による旅程を中止し今後海路を行くことは、我々が大君への友好の印を顕すこととなると思われる、と言った。

回答は次のようにした。そうすると、我々は、若干の悪意の者から自分たちを公道で守る十分な實力がないことを大君の責任に帰することとなる、

それ故、もし若干の危険に対する恐怖心にこうしたやり方で屈服したならば、これは、大君に対する侮辱として見做されるであろう、

我々は条約で与えられた権利を行使し、そうした行使が混乱なしで行えるよう配慮することが、幕府の義務である、と続けた。

かくして我々が陸路旅行を継続することに決めると知らせると、奉行はとても失意したとの表情を全身に現して帰ったが、翌早朝私のところに士官を、私とだけ話ができないかと遣わしてきた。

今度は彼が、自分は大君自身の名において、次のことを伝えるためにやってきた、と言った。すなわち、將軍は、自分と帝の間の不一致を止

めさせる手段を考えて、そのために後者の妹と婚儀をおこないたいと考えた、と。

既にこれに関する交渉は結着し、花嫁は近々江戸への旅に出る一方、婚儀はおそらく今年の終わりに結ばれるであろう、

京都のすべての寺や山城国中では、皇女のためたい旅路のためにお祈りがあげられたが、我々の旅行はこの状況に大混乱を生じさせるものであった、その結果、非常に都合の悪いときに、乳母たちが起こすかも知れない、

大君は外国人に好感情をもっているが、多くの点で帝によって妨げられてきた、そして、大君は、二人の皇帝の間で調和に向けた努力を乱すきっかけを与えるようなことを、決して我々がしないよう希望する、と言った。

私はこの点について外国奉行に、これらすべての理由は都と山城国に關係することだけである、と言ひ、日本を縦断してさらに旅行をしてはならない理由は何かあるのか、と質問した。

彼はそこで直ちに次のように答えた。帝の領地以外では何の不安もなく、我々は、その領地を通過する多くの領主から十分保護されるであろう、と。

決定的な回答を与えずに、私は聞いたことをAcock氏に伝え、事態について話し合った後で、奉行に我々のところに入ってくるのを許し、私は奉行に、我々は、大君のこの友好的な意図を混乱させるかもしれないようなことを行うのは自制しよう、そして我々の今後の旅程から山城国は避けるようにしよう、と伝えた。

兵庫は広い町で、多くの産業があり、繁栄した様子を見せている。外国人居留地のためにはとても好立地であり、停泊地は王有ブリッグ艦Cachelofの司令官 [Van Gogh] の説明によれば、船舶にいつでも安

全な投錨地を提供している。船舶は（相当……YH）岸辺近くまで投錨できる。大坂へは陸路で七時間の行程があるが、もつとも繁多な交通は海路で、大坂へ流れ込んでいる河口に至るものである。しかしその川は日本の船舶のみが通航できる。住人が八万人にのぼると言われているこの場所は、多くの河川や運河が縦横に交差しており、大量のあらゆる贅沢品の在庫がある数も多く形も大きい倉庫、繁華な商売、川沿いのこざいいな大名の避暑地によって、大坂が江戸より豊かで、取引や繁栄そして贅沢の象徴を備えている日本の第二の首都として見做すべきことを示している。

兵庫から見る大坂の位置は、横浜から見る江戸のそれとほとんど同じである。しかし立ち並ぶ大きな商家は、江戸について期待するところと比して、商業関係の確立に対してより大きな可能性を示している。

大坂を発ち、我々は山城国を避けるため大街道を離れることを余儀なくされた。そして三日後ようやく我々はその大街道に戻った。またこの間、それまで見たことのあるような人々の集密した土地に出喰した、我々は二つの広い町上野と奈良を通ったが、外国人を見たことのないところだった。後者は大君の直轄地であると我々に語られたが、見る限りでは、もう一つの町より人の流れは一層賑やかだった。しかし、ここでもとても良い秩序が維持されていた。近隣の深い森のある山から鹿たちが何も恐れず町に入ってきて、通りを駆け抜けていたことを、特別に興味を惹くこととして気に留めた。そこでは、鹿たちは神聖なものとして、ちょうど江戸の鶴や鴨や雁のように、誰からも危害を加えられる心配をせず、安心していることを示していた。

我々は特別なことを経験することもなく、さらに新居に着くまで旅路を進めた。同地では、我々に改めて、日本人の望みは古い規制を維持しようということであることが明らかになった。幕府の関所は、江戸と往

来しようとする人々をすべて、聞くところでは、主として大名が江戸に残して置くことを余儀なくされた夫人たちが秘密裏に自分の領地に帰国することを防ぐという目的で調べるために、そこに配置されていた。夕方早く案内の士官がやってきた。彼らには、江戸から一緒に我々のところに派遣された多くの他の人間が付属していた。そして彼らが伝えるところでは、Alcock氏と私は馬にのり頭にかぶり物をして、この関所を通過することができる、しかし、その他は歩くか駕籠にのって行かなければならない、という。Alcock氏はそこで次のように言った。

自分の従者に属するものは全員、自分が享受する特権を共有すべきであり、そして、自分と同じく乗馬しているものは、全員そのまま乗り続けるものとすると、Alcock氏と言い争い、自分たちの要求に従うようにと空しい努力を続けたのち、士官たちは更に、我々が武装しているかと尋ね、我々の肯定的な答に対して、これらの武器の仕様を求めた。またもこれは拒絶され、我々は翌朝全員馬に乗って出かけた。そして新居まで来て、むこうの湾の対岸に我々を連れて行くことになっている小舟の用意ができるまで、我々に開放された一軒の家に暫くの間留まって欲しい、と要望された。

我々は馬から下り、中に入った。しかし、外へ出た我々の随員の一人が、馬の鞍がすべて取り外され持つて行かれたと、直ぐに知らせに戻って来た。案内の士官たちはこの件について中に呼ばれると、若干の誤解があったとした。鞍は小舟から取り戻されたが、その小舟でちょうど鞍を運び出そうとしていたのである。しかし我々は、この出来事は、我々すべてに徒歩で関所を横切っていくことを余儀なくさせるという目的を持つたものであると確信した。それゆえ直ちに馬に飛び乗った。馬に乗って大体百歩進んで、我々は関所を通り過ぎた。ひとつの文句も出ることにはなかった。そして我々は直ぐに川岸に着いた。そこで我々はすべての

小舟が渡船のため既に長いこと用意されていたことが、明らかにわかった。

四日後我々は箱根にある將軍の第二の関所に着いた。我々はそこを馬で通り過ぎたが、いまや妨碍しようという何の努力もなされなかった。

七月三日神奈川に着き、同地で幕府が私に江戸への帰還に関して行いたいと説明した連絡を待つことになっている。

駐日オランダ総領事 J・K・デ・ウィット 署名

一八六一年七月月例報告（外務省文書三一四二号所収）

七月三日横浜に到着し、私は同地から直ちに江戸へ出発できる準備をした。それは外国掛老中と、オランダの債権の清算とデンマークとの条約締結に関する交渉を、その地で自ら実行するためである。

かつて、各公使館では外交官の身の安全を保証できないと言明していた幕府が、その後、外交官の保護のために十分な手段が取れた、と保証を与えたので、私は江戸に帰還する用意をした。

イギリスとフランスの公使たちはそのときすでに江戸へ帰還しており、私自身も日本の老中から、私の帰還の実行に関して連絡があること、そしてそれを、口頭で欲しいという書翰を出島で受け取っていた。ところが、私が一八六一年七月十一日付の特別公文で通知したように、上記の二人の老中はいくつか条件を付けていた。私は彼らに、自分にも帰還を認めるべきだと要求し、そこで到着の翌日、私は明確な連絡を鶴首して待っていると書き送った。

七月五日夜から六日にかけておよそ二十人ばかりの一味がイギリス公使館に侵入し、物音を聞き付けてやってきた書記官「[Oliphaunt]」と長崎領事に傷害を加えたので、あちこちの部屋すべてに散らばったものの、イギリス公使自身の部屋を見出すことはできずに、ついには日本側番兵

によって攻撃され若干の死傷者が出て、追ひ払われた。以上の知らせが私を受け取ったのは、二日後だった。

こうした攻撃のきっかけを与えたであろう特定の理由は判っていない。そしてそれ故、攘夷を旗印とする党派の不平不満が、新たにこうしたやり方で自己主張となった、としか考えようがなかった。

そう信じる理由は多くある。なぜなら、幕府は、特にこの襲撃が誰の所為なのかについて説明できなかったと説明し、そして、幕府が追跡し逮捕するのに手を焼いている悪者（浪人）一般に、罪を負わせたからである。こうしたはつきりしない説明は、しかし、以前の襲撃に際してもなされたが、主犯者たちの真相説明が更に進んだという知らせは全く得られない。そうした説明がまったくうまく行っていないとは受けとれないので、幕府がこれに関する秘密を守らねばならない固有の理由を抱えている、という疑いがおのずと浮上している。そのことは、犯人たち自体、あるいはその支持者のため、彼らがあまりに強力で手加減しないわけにはいかないと幕府が判断している、ということ以外にありえない。

しかし、この襲撃の原因が何であったにせよ、少なくとも次のことは明らかであった。幕府が外交官の保護のため最近採用したすべての手段を以ってしても、外国政府の代表部は自らを江戸で安全であるとすることはできず、かつて江戸を離れるように私に仕向けたのと同じ理由により、オランダ政府がこの事態に関し理解して自ら本件について決定を行うまで、今度も私は同所から離れせざるを得なかった。

私はこのことを日本の外国掛老中に書通した。一方で、私はイギリス公使にもこれを知らせ、同公使が共に我々の安全のため相談することを私に提案した、新しい手段を採る企てから私自身は距離をおくことができた。その際、私はだいたい見慣れたが、彼が激高して、限度を超えて進もうとするのではないかと私は心配していた。

日本の外国掛老中は、私に、自分たちは私の江戸到着を督促はしないと答えた。しかし実際は、外交官の保護のための手段はすべて可能な限りとてもよく講じられているし、これらはそれ故非常な暴力がない限り何の危険もない、と私に指摘したがっていた。

彼らはその上、自分たちはオランダの代表部を困難な状況の中で常に支柱と考えてきたし、相互の友好を守るために私も協力してくれるであろうと望んでいる、とも言いたかった。

私は直ちに次のように書面で返答した。私は安全措置を講じることにより、幕府の厚き信頼を一瞬たりとも疑ったことはない、そして、出来事はただ事実として述べたのであり、この出来事で、私は取り敢えず江戸から離れていることにした、

また、老中はここから、相互の友好が乱されるかも知れないことすべてを回避するという、私の要望を看取しえよう、その維持のために私は常に協力する用意がある、と言った。

幕府はこの間出来事について特に不安視していないと知らせ、実際それに関してイギリス公使にさえ、こうした襲撃は繰り返されないのであるうし、幕府は彼の保護のために今まで以上の手段を講じることにはありえない、と説明した。一方同時に同公使に、彼が軍艦Ringdove号から自分の住まいに配備した歩哨を送り返すよう求めた。

この最後の要求はしかし容れられず、歩哨は三艘のイギリス軍艦の到着後更に増強された。その際、中国からHoppo艦隊司令長官とともに別の三艘が来航することが日々待たれていた。

横浜では、静謐は乱されていない。しかし、不安な噂や幕府の警告自体がまったくなくなっただけではない。

特に七月八日、毎年恒例の祭礼が行われ、周辺の地域から大勢の人の流れを生んできたので、なにかが起こると心配されていた。王有ブリッ

グ艦Cachetotの司令官と相談して、そうして私は水兵による歩哨も領事館に配備した。そしてそのことについてオランダ人に通告した。フランス軍艦Dortagne号からも同じく強力な歩哨が上陸し、日本側からは多くの巡邏が出まわった。一方日本の軍艦二艘の小艇が停泊地で警備に当たった。

数日して、江戸から一人の役人がイギリス領事に派遣されてきた。アメリカ領事と同じく同領事は、当地に彼らのために家が建造されると期待していたが、幕府が領事館に夜襲が行われるという知らせを得たという警告により、再び近々神奈川に住むことにしている。

二つの住まいの周りの防禦柵が強化され、多くの日本人番兵がそこに配備された。一方、イギリス領事の要望により、フランスとオランダの軍艦の歩哨が、同人の敷地に哨所を構えた。江戸前に碇泊していたRingdove号から派遣されたイギリス水夫が、三日後これと交代した。

歩哨の配置に対して、同地では日本側から何の言及もなかったし、Cachetot号の艦上で発生した眼病で、約六十人をオランダ領事館の向かいにある空の倉庫で治療することが必要になり、そこでの歩哨を継続させる理由にもなった。

ただ神奈川奉行は書面で、そこに日本人士官を加えたいと要求してきた。彼の言うところでは、イギリス公使館を襲撃したあと変装してこちらへやってきた浪人たちをより正確に察知するためであり、この要求は受け容れられた。

しかしながら、おそらくはよく講じられた予防措置の結果であろう、何人かの連中によるオランダ領事館の周りの柵を夜中押し破る試み以外、特別なことは何も起こらなかった。彼らは逃げ去ったことが歩哨によって早期確認された。

幕府は、暴行事件の続発する可能性に備える手段を講じ続けた。そし

て私は、今度故水戸藩主の息子が、あちこち徘徊する浪人たちを逮捕するため、部隊と共に派遣されたという公式の連絡を受けた。

様々な噂は止むことなく、人気の不安定を示し続けている。しかし、事情に詳しく、それについて知らせてくれる人はみな、外国人に対して遠慮することを固守しているので、真実と受け取るべき理由のあまりない源から大方そうした噂が生ずることになっている。

噂では、將軍は毒によって命を奪われたとか、訴追を命じられた高官は、イギリス公使館襲撃の犯人を自邸で自害させ、その梟首は京都へ運ばれたとかいう。

二つの噂は真実を含んでいるかも知れず、やがて、幕府が外国人にそうしたことを連絡するのが好都合と判断したとき、恐らく白黒が明らかとなろう。しかしまだ今のところそれらを根拠のあるものとして考える事はできない。

多少なりとも確実に私が述べることができるのは、私が当地の通詞の一人から聞いたことであるが、日本人とロシア人との間で、かなり激しい戦闘が対馬で起こった。私は先月の報告で既にそのことについて記述したが、私が下関で聞いた限りでは、そのとき日本側から語られ、当地に出回った小さな挿絵入りの和本で述べられているところであり、以下のようなものである。ロシア人は上陸しようという最初の試みで拒絶され、その後直ぐに日本の士官がロシアコルベット艦に乗り込み、司令官と口論になり司令官によって捕らえられ、その翌日ロシア人は上陸し要塞を占領した。その際ロシア側は十五人を失い、日本人三百人が死亡した、という。

恐らくこの話には、いくつか誇張がある。しかし、確かと思われるのは、ロシア人が同地を実力で占領し、直ぐにそこから離れる考えはないということである。

このまったく恣意的なロシア人の行為は、おそらく、下関の日本当局者の態度に影響を与えずにはおかなかった。日本人は同地で測量に従事するイギリス艦隊の司令官に、上陸したいという同官の要望を直ちに許可した。その結果、大体三週間のあいだ、毎日その司令官は士官と共に散歩を行い、商店を訪れ、当局者の艦上への訪問すら迎え入れた。

この協力的な態度は、すすんで与えられないものでも否応なしに奪取される、という恐怖心以外からは説明できないし、未開港場に軍艦は来港してはいけないと幕府が強い調子で要望したその直後なので、とても目を引くことである。

江戸に滞在するということに関して、数日前、江戸から外国奉行が私のところに派遣されてきて、堀や壁が廻らされている広く区画された土地に公使館を創設するということに、私に何か異論があるかと尋ねた。そうすればそこで外国諸国の代表部がもつと安全に住まうことができると言う。

私は他のすべての外交官がそうしたように、この提案を当面受け入れた。しかし、土地や建造すべき建物に関して問題とされる借料の詳しい説明を求めた。

このことと、使節がオランダへ派遣されることになるであろうという書面での通知とついて、私は一八六一年七月三十一日付第四〇〇／三二九号および第四一／三三〇号公文において個別に報告した。

全体的に見て、このように当地の状況はまったく静謐だということはできない。しかし私は、安全措置が多く機能しているので、今は多少の危険を恐怖すべきでないと思っている。

王有ブリック艦(Chester)号の存在は、この間、当地にいるオランダ人にとって大きな安心となっている。オランダ政府に対する残債の、銅による清算に関する私の提案に対して、まだ決定待ちの状態にあるので、

決定を見たら、私は恐らく次の便で長崎に戻るであろう。幕府がいうところでは、同地の民族意識は外国人に対する実力行使としてはまだ顕然化してはおらず、軍艦による防衛はそれ故あまり必要とされていない。

ホフマン教授の漢字字母一覧は、私が外国掛老中を通じて大君に進呈し、老中たちから、「こうしたものは、大君陛下に満足を与えた」と私に伝達すべしとの命令が自分たちにあつたという返答を、私は得た。

なお最後に私は、Von Siebold氏は顧問としてヨーロッパへの使節に随行することを幕府に申し出た、と述べておこう。同人の江戸滞在に関しては、幕府が私に、「いくつかの課題が必要とする事案に関して、同人が同地に来るよう招聘された」と伝えて来たので、私は同人に次のように書通した。

現在のところ、条約締結国の外交官だけに江戸で居を構えることが許されているので、私は貴殿の同地での滞在を聞いたとき、幕府に、そうしたことは大君の許可のもとに行われたのか質問した、

これに対して私が受け取った確たる返答は、幕府は条約の禁止条項を、必要上貴殿に関しては順守させるつもりはない、と私に明らかにしている、それゆえ私は、本条項の維持のためそうでなければ義務として講ずるべき手段を、自制するつもりである、

私はしかし貴殿に次のことを告知せねばならない、オランダ政府が日本でその臣民に与えている保護を、条約で立ち入ることを禁じられている場所に自力で滞在を続ける人物には及ぼすことはできず、幕府自らがそうしたことを許す限りにおいて、同所ではその行動に関して、これらの人物を幕府の保護下のみ委ねたのである、と。

それに対し Von Siebold氏は私に、自らを当面大君陛下下の保護下に委ね、彼のこの動機について、オランダ政府に報告する、と答えた。

駐日オランダ総領事 J・K・デ・ウィット 署名

一八六一年八月月例報告（植民省文書公開文書一一二九号所収）

先月、安全を一層確保する住居を建設するという申し出を、江戸の各国の外交官が当面受諾して、幕府は、引き続き直ちに、彼らのための一時的な滞在施設を、暫くの間江戸湾岸にある將軍自身の園庭の中に整備する、という提案を行わせた。そこは、堀と高い壁によって囲まれていて、暑い季節にそこで時々將軍が数日過ごしに行く広い庭園である。一ヶ月以内に、同地に現存する建物の一部分は、公使館用に設備が整えられることとなり、幕府は、実は一時的にしか過ぎないにせよ、こうした滞在施設を外国人に貸し出すことを通じて、何とかその好意を確実に示そうとした。

しかしこの申し出は何の役にも立たなかった。アメリカ公使は、離任を申し出て一八六二年一月には出発することになっており、この数ヶ月のために新しい住まいに移住する気持ちはなかった。イギリス公使は、自分の書記官、同人は傷害が十分に回復して報知艦でイギリスへ送り返されたのだが、その帰任の後一八六二年二月に、同じく日本を離れる積もりでいる。そして同公使はこの間横浜に三軒家を借りて、仕事上江戸で必要とされるとき同地へ出かけるだけになっていた。フランス弁理公使はこの度全権公使の地位を得たが、既に長いこと自分の住まいを横浜に持つており、そこから同人は時々数日間江戸に出かけている。私自身は、ただ、改めて江戸に駐在する前に自分の政府の命令をまつまでもないならば、私はその申し出を喜んで活かすつもりであると、感謝の意をもって表明しなければならなかった。

二つの出来事で、結果としてまったく意味のないものになったにせよ、しかし日本の老中の言明について、今月次のように確認することとなった。つまり、彼ら自身も安全ではないと考えており、イギリス公使館への襲撃のようなことが新たに企てられることはない保証することもで

きないと、言明したのである。この初旬、外国掛老中の一人が江戸城に
出かけ、その途中で襲われた。それはある人々によれば、歎願書を手渡
したいという格好で近付いてきた一人物によるもので、また別の人々に
よれば、多人数が加わっていた。しかし老中へ近寄ることは失敗し、従
者が一人だけ軽傷を負った。数日後、八月十七日の夜、アメリカ公使館
付の番人が、敷地の周りの柵を打ち破ろうとしていた数人に気づいた。
直ちに警鐘が鳴らされ、完全な警戒態勢となり、彼らに向けて発射され
た銃声たった二発で、彼らを忽ち逃走させるには十分であった。

日本の老中の言葉が、直ぐに確認されたということは、まったく驚く
べきことである。同時に襲撃者は、その場では、あまり強力ではないこ
とを明らかにした。同様の事件ではこれと異なつて、襲撃者は相当強力
だった。それゆえ、両方の襲撃事件を本気で実行されたとは考えず、幕
府の術策に帰する向きの人が多かった。しかしまた、一層の警戒がより
悪い結果をもたらしたということはあり得よう。その上、幕府の士官と
諸大名のそれとの間で江戸の公道で幾度も繰り広げられた血の争いによ
り、これ以外でも同地の状況が（事実としても……）静謐ではない
と、十分に明らかになつてゐる。

江戸のみならず横浜でも、幕府は外国人の安全に対する関心を示して
いる。同地の警備は現在二大名に課されており、彼らは共同してあちこ
ちに番兵を配し、夜間巡邏を行つてゐる。一方、数多くの小舟が役人と
武装兵を乗せて常に毎晩あちこち漕ぎ出て、停泊地にやつて来る多くの
和船を探索してゐる。

この場所は常に拡大し続けている。いわゆる新居留地はほとんどすべ
て家が建てられ、今まで水田として利用されてきた湿地の土地を埋め立
てて盛り土をし、今は新しい土地をそのため再び用意することに取り組
んでいる。特に茶・生糸の輸出はますます増えており、一方多くの輸入

品では、木綿やガラスなどは常に大量の販売が行われ、貿易における干
渉についての多くの苦情の値段は、貿易のこの成長からすれば、お安い
物と判断しうる。

その他の取引からも、貿易と産業の発展について、いち早く幕府が、
阻害的というより好意的なものと見てゐることは明らかである。アメリ
カ籍商船がこの数日のうちに幕府に購入され、聞くところでは、中国で
直接貿易を行う目的のためであるという。そしてアメリカ公使は私に、
二人の技師がより良い鋳山開発のために合衆国から招聘されたと伝えて
来た。彼らは、オランダから招聘された人と同じく、月給四〇〇ドルを
受け取るはずである、という。

また、日本近海の測量は大した抵抗もなく、三艘の蒸気砲艦と一艘の
フリゲート艦からなるイギリス艦隊は、あちこちで上陸が必要となつた
ときに発生しうる衝突を回避するため日本人士官を搭乗させることを許
され、測量に従事した。

私は、幕府が貿易と進歩をすべて抑圧しようとしてゐるとか、条約実
行に際しまつた悪意に満ちてゐるとかのように、時に乱暴に文句をい
う人々にも、それゆえ同意できない。今八月十八日付の私の公文におい
て提出した書翰往復に続いて開催されたイギリスとフランスの公使との
会合で、私はこれに関する現在までの自分の考えを更に口頭で展開し、
幕府に示威を行うというフランス公使の提案は何の結果もたらさない
だろうと結論した。

その機会に、江戸の開市が話題となつた。そして、そうする全権が与
えられてゐるので、この地の開市は各政府の追加的承認を条件として、
当面延期されるといふ合意を全体として見た。

その際、フランス公使は特に次の考えを表明した。条約は最初から非
常に広範囲にわたつて整備されており、それ故、条約の文字通りの遵守

を当然に期待することができると。

江戸から派遣されてきた二人の外国奉行と繰り返し会合を持ち、オランダ政府に対する債務の最終分の清算に際して、一部は銅で、一部は蠟で、その支払を求めることについて成功した。それは今八月三十日付公文において特別に報知した通りである。

その他、人気はゆつくりとはあるがふたたび落ち着いてきており、フランス軍艦一艘の他に、イギリス軍艦三艘が現在保護を与えるために当地の停泊地に留まっている。もし保護が必要とされれば、私はまず最初に王有ブリッグ艦Cachelot号で長崎に帰還するであろう。が、ともかくそこに至る新しい事態は生じていない。当地から長崎への船便はそう多くはないので、私は自分の不在の間たった二度しか長崎からの連絡を受け取らず、そして八月後半は中国から派遣されたイギリス軍艦があわただしく長崎を訪れただけだった。これらの知らせには、日本の軍艦の士官たちに、長崎で病気のため残留した海軍大尉Cornelissenが役立ったこと以外特別なことはなかった。彼が回復したときにはCachelot号に搭乗してこちらへ来る機会はなかったので、同人から航海術の教育を受けることが求められたときに、同人はその要望に応えた。

長崎では、当地と同じく対馬島におけるロシア人の動きについて詳しい情報は得られなかった。しかし日本における彼らの行為は特にイギリスによって注意して監視されている。PetersburgからAlock氏に、ロシアのアジア領土公式図が送られたようである。これによって同氏は、Sagalien島はすでに全部ロシアのものであると明らかにした。

最後に私は、幕府が既に、外交官や領事、そして外国軍艦の乗組員に対して、支払手段として一定額のドルを毎月日本の貨幣と交換することを継続する、そして、私は今後も私自身のためにそのことを利用すると決めたこと、さらに述べておく。

駐日オランダ総領事 J・K・デ・ウィット 署名

一八六一年九月月例報告（植民省文書公開文書一一四七号所収）

オランダ政府に対する残債の清算の方法が決着したあとで、もし、一八六〇年二月に当地で殺されたオランダ人両船長の親族に対する若干の賠償を、これはのちに実現したのだが、更に幕府に求めようと期待し、私がそれに手間取ることがなかったならば、私は今月の初めに島に帰還したはずであった。その際幕府は慎重で、あたかも幕府がこの事件において多少でも賠償する義務があると感じている、という様子を見せることを避けた。しかしこの賠償は私の側から要求したものでなく、幕府が自由意思による義援金として実現したものに他ならない。私の一八六一年九月二十六日付公文で特別に知らせたように、二人の未亡人それぞれに対して、オランダ貨幣で約四六〇〇ギルダーとなる。

その他に特にかわったことは今月記すことはない。

対馬におけるロシア人の占領は、長いこと特にイギリス人の注意を惹いてきている。幕府はそこから立ち退くよう彼らに説得を試みたが、今のところ上手く行かなかった。イギリスのHope司令長官は、ロシアの司令官に何がこの占領の目的かを問うため、そこへ出かけていった。しかしLiekehtie提督の命令によってこれは実行されている、という答え以外のものは得られなかった。そして長官は、それ以上の説明を求めロシア政府へ問合せた。同人は、同島から朝鮮の海岸に沿ってVictoria湾を目指し、数日間江戸に滞在した。同地には、イギリスのMichel将軍も、その部下とともに中国からやってきていて、約三週間過ごしていた。二人は二艘の軍艦を残留し、（既に始まった派遣……YH）部隊増派を中断すべく、中国へ帰還した。なぜなら、（中国の……YH）皇帝「咸豊帝」の死去の結果彼の息子が残され、最近の条約の調印者である皇帝の弟は

撰政職を解かれたので、中国では新たな不安を危ぶむ状況となっていた。江戸で人気を外国人に対する畏敬へ変えるには、一艦隊の滞在ぐらいではあまり役立たないことは、次のようなことが起こったときに明らかだった。最近 Alcock 氏が司令長官と馬で散歩したとき大名の士官二人が彼らと出逢い、突如その二頭の馬をけしかけ叫び声を上げ全力疾走し、彼らと將軍の士官の護衛全体との真ん中をつきつて走った。その後彼らは笑いながらまだ立っており、護衛はそうしたことを繰り返さないようやっとならして止らただけだった。司令長官も將軍も、Alcock 氏との間に、こうしたことやより以前のもっと重大な出来事に対して責任を幕府にとらせるという合意はまったくなかった。

まず司令長官は、広く寛容になり、幕府に対しても感情を害さないように、日本人の考え方とあまりにも齟齬していることすべてを回避すべしという意見だった。彼は日本近海の測量を課せられたイギリス艦隊が將軍の士官を搭乗させること、そして、日本の旗を前檣頂に掲げることを通じてその意味を示した。そして、艦隊の士官の一人が死亡し下関付近で埋葬されたときに、幕府の督促で司令長官は遺体を再び掘り起こし、長崎の外国人墓地へ搬送するよう命令を与えた。さらに彼は、幕府が責任を負うことのできない出来事に対して、また、条約の不完全な遵守に対する不満、これについては寛容さを用いるべきで、そうした不満に対して戦争を敢えて仕掛けるより、まずイギリスの利益は、むしろ日本との関係すべてを放棄し、中国、そこでの貿易は日本の欠落を補ってあまりあるものとなるはずなので、全力を中国に集中するよう仕向けるべきことにあった(ろう……YH)と意見を表明した。

当地の貿易に関しては、しかしながら、なおも引き続き茶や生糸の輸出が特に盛んに行われ、商人たちは日本の産物の値段はあまりに高くなってしまい、商人にとって十分に利益を踏める見通しが全く失なわれ

た、と苦情をこぼした。一般的に、この値段の上昇は増大する注文によって説明するべきもので、自己勘定によって中国で貿易の営みを行うという幕府の企ては、外国商人へ販売価格に対して影響を与え、幕府は彼らと競争しつつある、という強い疑念を生んでいる。この疑念は、さらに箱館の動きによっても強められている。同地から物産が主に NEH 地方へ輸出され、同地方ではまだたった二人の商人、イギリス人とアメリカ人しか居留していなかった。同じ苦情が聞こえてくる一方で、日本(の国旗を掲げた……YH) 船がさまざまな日本物産の船荷全てを Nicolaitz 社にもたらしたことは明らかだった。日本商人は国の外に横帆船で貿易に出かける許可を得るだろうといわれている。しかしヨーロッパ商船の購入の完了や、ふたたび現在当地で行われている別の二艘の購入に関する交渉は、すべて幕府自身の勘定であり、もしそうした許可が下りたら、これらの商人が幕府の代理人に過ぎないこととなる。

今月末に、外国奉行二人が老中により私の処へ、外国公使館のための江戸の区画内でその敷地を選定しにくるようにとの要請とともに、派遣された。そこにはオランダ公使館も建設されることになっている。

オランダ政府において、外交官の江戸滞在やそうした建物の賃料をどう認めるべきかが私には不確かなので、この事案全体について確定的な回答を与えることを私はさけることとした。私は奉行たちに、私は特定の敷地に特定の選定希望があるわけではない、そして私は他の外交官がその選定をしたあとで区画の図面にそれを示すつもりである、その一方で後ほど出島から建物の図面を送付するつもりである、と言った。区画を訪問するようという要請を、私は、イギリスやフランス公使の帰還に当たって示された敬意が払われることなく江戸へ向かうことはできないということによって、都合のよい拒否する理由付けを行った。これを受けて、彼らは私に、もしそのときオランダ外交代表部が他の公使たち

と共に江戸へ帰還したなら、きつとその他の人々と同じ敬意が払われたであろうこと、しかし、今は本事は終わりとなり、こうした敬意を新たに示すことは人気があまりに動揺をもたらすであろうこと、しかし私はそれ故自分の要求を書面で外国掛老中に伝達できること、を返答した。そこで私は彼らに、この事案において何を期待しているかを以前から十分に知らせてきたこと、それ故私は、本国政府が私に別の命令を与えないかぎり、私の江戸帰還に関する幕府の提案を待ち続けるであろうことを述べた。これに関して何も聞かないまま六日が過ぎ、私はこの要請を、更なる主張を行わずただ単に江戸に帰還するという気持ちがあるかどうかを知るための努力の一つにすぎない、と考えている。

デンマークとの条約締結に関する今後の交渉は、これに関する最近の書翰を受け取った後では、成功する見込みが私にまったくなくなった。その書翰の中で外国掛老中が私に、「そちらの側の理由がどんなによく提示されても、自分たちは新しい条約を結ばないと決意した」と書いてきたぐらいであり、私がここにこれ以上長く留まる特段の理由はなく、私は出島に帰還するべく、来月十月四日王有ブリッグ艦(Cadet)号に搭乗することとなろう。

駐日オランダ総領事 J・K・デ・ウィット 署名

一八六一年十月月例報告(植民省文書公開文書一一四七号所収)

去る九月月例報告のなかで私は、外国公使館用に与えられた江戸の区画を視察に来るようにとの幕府から要請を謝絶したと述べた。特に、イギリスやフランスの公使の帰還に際して払われたのと同様の敬意が私の到着に際して示されるのかどうか、私にまだ何の連絡もないという理由からである。その時、江戸に戻る約束はしないつもりなのかを確認するには、そうすることが幕府にとりより簡単なことだった、と私は考え

た。しかしその直後に、敬意を示すことで生じるかも知れない幕府にとっての困難を回避するため、幕府は私とその目的で江戸に到来することがとても重要だと考えたことに、私は気づいた。私は十月三日日本の老中たちに、来る六日に自分は出島に帰還するつもりである、と書翰を送った。敬意が払われないまま江戸に行くつもりはないと了解した上で、十月六日早朝に役人が二人私の船に、幕府の名において、もし江戸に行く要請にまだ応ずるつもりであれば、イギリスやフランス公使が江戸に帰還する際と同じように、私は迎え入れられる筈であると知らせにやっできた。そこで今十月二日付第四二／四三〇号公文において特別に知らせたように、私の出発を数日延期し同月一〇日に江戸に上陸し、その上陸地で二人の外国奉行が私を迎え、私の滞在のために割り当てられた寺に案内した。その間オランダ国旗が私の到着に際して掲げられ、二発の礼砲をもって迎えられた。これには、王有ブリッグ艦(Cadet)号から同数の礼砲が返された。

区画の視察に際して、私にとりオランダ公使館に充てる建物を建てるのにふさわしいと思われる一ヶ所を、私は指示した。そしてその図面を一枚提出するつもりであると更に言及した。

アメリカ、イギリスそしてフランスの公使たちが、その区画の上に分たちのために住居が建てられることを受け容れ、その賃料についての調整がまだ残っているだけのようである。しかし私は、自分の考えでは、江戸駐在外交官を望ましい政治的關係に導く形には事態は全体として動いてはいないだろう、といわざるをえない。外交官が外出しないのであれば、身の安全のためには、たしかにこの方法が最善であると配慮されている。しかし、町外れの隔離された区画は、壁と堀とによって安全策が採られ、まさしく閉鎖という様相を呈し続けるものとなろう。ここ迄達成したいとする幕府の執拗さ自体は、たとえ、関係者の身柄の安全を

よりよい方法で配慮するという心ある要望を以つて言明されたとしても、やはり、別に、それによつて実行すべき独自の目的をもつていろいろ多少の疑いを伴つてゐるし、外交官がおかれるべき状況に対する外国政府の理解に合致しない。同地での保護は、現在までのところほとんど監視の形態を呈していると、正当な苦言が出されている。この新しい状況は、その様相や、それにより民衆に与える悪い印象を、決して弱めないだろう。

その上、外出するやいなや侮辱や悪意にずっと曝されるであろう。そして、実際江戸の英国外交代表部に十二人のヨーロッパ人護衛を付けることを認めると今回イギリス政府が変更した措置は、当地で幕府に対して講じられるべきショック療法によるものに過ぎないとしても、他の国々が簡単に真似する訳にはいかない。

もし外交官を江戸に駐在させるつもりがあると、その人のために別に恒常的な住まいを求めるとは、しかし難しいことであろう。なぜなら、今のところ寺院がそのために一時的にしか割り当てられておらず、返却が求められる可能性もある。イギリス公使に知らされたところでは、彼が住んでいる寺院の持主である仙台侯は、再び同寺が自らのもとに戻るよう要求している。

すべてを総合すると、オランダが江戸に外交官を置くことは、今の状況下でこれに伴う多くの困難にも拘らず政治的な利害が必要とするのであれば、まだ勧められないと私には思われる。

私は江戸に上陸した同じ日、日本の老中のところを訪問した後、さらに王有ブリッグ艦Cachet号に戻り、同号で翌朝出島に向けて出帆した。一〇月一八日当地に到着し、私は二人の殺された船長VosnandDeckerの未亡人のために幕府から入手した二〇〇〇枚の小判を急いで売却した。そしてそれに対する両替総額九四四一・九五ギルダーを一〇月二三日付

公文第四三／四三一号で送付した。

銅と蠟の供給は、オランダ政府に対する残った負債の分割払の条件だったが、今月末で共に終了する。その結果、なお受け取るべき残りは、概ね六〇一ピコルの樟脳である。恐らく今年の終わりには引渡されるであろう。

長崎の日本の病院は、既に述べたように、現在完全に出来上がった。そして患者一〇〇人の治療用設備が整っている。多くの人々が各地から既に同院に収容された。政府医官Pompe van Meerdervoortは、不屈の努力でこの施設を稼働させ、同人に対して幕府は今度同所でもう一年間臨床教育の教授のため、一ヶ月分の賞与として六〇〇ギルダーを与えた。そして、この期間が終了した後は、病院の管理は自分の日本人教え子に譲ることができるであろう、と彼は自負している。

技術士官Engelsにより、湾の反対側の飽の浦で建設された工場は、恒常的に稼働している。オランダ人従業員は、同所にもう一年幕府の費用で留まり、継続して働く。そして日本やその他の様々な蒸気船の機関の修理に加えて、同地では最初の試験として、六馬力の小型蒸気機関を長崎奉行のスループ船に据え付けることが完了した。

貿易は不景気な状況にあり、ただ神奈川から生糸と茶が輸出されているに過ぎない。その他は、国内産品の高値と上海での取引の減少によって、輸出においては動きはあまりない。一方で、その結果として、輸入品も販売は減少していると考えられる。

最後に、私は次のように述べることができる。しばしば話題としたロシア人の対馬の占領は、最終的に結着となった。この占領が実行され同政府の予諾なく軍艦艦長が締結条約を取って犯すことは、理解し難い。そして、これがその通りであったなら、その迅速な引渡しはとても奇妙なことである。それ故、幕府はこの点について警告されている筈である

が、別の強国による同地の占領が起こることが危惧される、恐らく事態全体はこれ以外の原因に帰することはできない。

駐日オランダ総領事 J・K・デ・ウィット 署名

一八六一年十一月月例報告（植民省文書公開文書一一五五号所収）

江戸および横浜からは特に重要な知らせは無かった。ただオランダ領事が横浜で、幕府には治安紊乱に対する心配がなお引き続きあるように見える、と述べている。何故なら、王有艦(Carello)号が同地から出発して以来、昼夜を問わず三艘の番船が領事館の前に駐留していたからである。

オランダ人に対する江戸開市を、私は当面条約が規定する期限より六ヶ月間延期した。それは、こうした措置についての政府の承認を求めた私の十一月二四日付第五六／四九八号公文で特別に知らせたところである。

貿易があまり芳しくない状況にあることに、ほとんど変化はなかった。日本の製品の値段は法外に高く、輸出は主として生糸、茶、蠟に限られている。最後の商品については、マニラやイギリス領インドへ多く輸出されており、長崎が中心市場となっている。一方横浜はほとんどすべての生糸がもたらされており、そしてまた大部分の茶も横浜で、直接アメリカへ輸送されるか、ヨーロッパ市場にもっと適合するよう他の種類とブレンドされるために、中国へ輸送されている。

輸入商品については、ほとんど問合せ注文はなく、なお引き続き良好な売れ行きを見せていたオランダの薬品でさえ、ごく最近は大量の輸送によって値下がりし、この理由によりすべての薬品のこれ以上の売上は不可能となっている。

私は既に、幕府が輸出貿易の利益を自ら直接享受する意図を明らかにした、と述べた。つまり今度長崎で、自ら近々上海に使節を送る計画が

ある。それは、同地における貿易動向を知るためであり、また、確実な関係を開くためである。

私は、少しばかり前イギリス公使が、その目的で使節を香港に送る場合には、仲介することを申出たことを知っている。この申し出は私の知る限り用いられなかったが、今度オランダ貿易会社の代理人にこの件で情報とアドバイスが求められた。その間、航海を行うべくオランダ船の到着を待つという要望も通告された。

当地の病院は、現在二十人ばかりの日本人が治療されていて、最近外国人に対しても治療が開始された。領事の書面での申請があれば、一日三ドルを支払って、あるいは水兵の場合は二ドルで、入院させられることになっている。

最後に、私は次のことを述べておく。私は王有艦(Carello)号の出航により、海軍軍曹Schlamlichと水兵Van der Proegを、この二名は先の海軍軍習に際して出島の警察業務のために派遣されたのであるが、Bataviaの護衛艦にむけ送還した。そして彼等の出航後出島の住民たちは、共同して警察と照灯を今後は自らの費用で維持する措置を取ることになった、と。

駐日オランダ総領事 J・K・デ・ウィット 署名

一八六一年一二月月例報告（植民省文書公開文書一一六四号所収）

横浜から今月初めにいくつか知らせが届いた。そこには、十一月一日同地に突如起こり燃え広がった火災の記事以外に、同地および江戸での何の重要事件も含まれていなかった。日本人商人が住んでいる街区の大部分が焼失し、隣接する外国人居留地に炎が燃え移らなかったのは、イギリスとフランスの軍艦の乗組員が援助したこともあるが、ひとえにヨーロッパ人自身の懸命な努力にのみ感謝すべきものである。ひとりの

日本人が放火したとの疑いで逮捕され嚴重に拘留されている。犯意は憶測されて、外国人の間で自分たちの居留区に対する恐怖心を生み出した。しかし、確認されなかった。予防措置として、幕府は外国人居留地に隣接するいくつかの家を毀させる命令を下した。これにより、同地と日本人街区との間に広い空間が広がるであろう。

長崎と横浜の連絡は、両地へ多くの船舶が往来している上海を経由して送る場合を除き、ほとんど陸便のみで行われている。両地の直接の船便はかなり少なく、一〇日程要する私用郵便の料金は約四〇〇ドルである。それ故他の機会が無いと、幕府が飛脚を使って長崎と江戸との間を一〇日程で運ばせている郵便が多く使われている。しかしながら、これは三〇日要する。

先月一月二六日付のオランダ領事からの最新の知らせを、私が入手したのは漸く今月二八日になってであり、そこには次のように述べられていた。幕府の遣欧使節はイギリス蒸気艦 *Odin* 号、司令官は提督 *John Hay* 卿で、来月一月にスエズに向け出航することとなり、イギリス江戸公使館付助手 *Macdonald* が随行する、と。

私がこの件について以前に了解したことは、既に一八六一年一月二〇日付特別公文第六二／五三二号において次のように述べた。一行の出航する船が、もうひとりの通詞を乗り込ませるため長崎を訪れるはずで、私はそこで遣欧使節について正確なことを確実に知らせることができよう、と。

同便で私は合衆国弁理公使からの十一月二七日付書翰を受け取った。同書翰では、同人が私に、日本における今後の開港地増加の延期に関して、合意にむけ交渉を行う全権を本国政府から得た、そして江戸に関してはその権限を行使する用意がある、と知らせてきた。

それ故、江戸の開市はすべての条約締結国の外交代表部によって延期

された、と信じている。そのことは私が、当面私もそうした旨先月の報告で知らせたところである。

詳細については、私はこの件についても、幕府が領事に故 *Huysen* 氏の母親に一〇〇〇ドルの賠償を認めたという領事のその後の連絡についても、某月某日付公文で知らせた。
(一八六二年一月四日)

長崎については、通商関係を結ぶため上海行き派遣団が出かけること、そのためオランダ商船 *Gouverneur van Swieten* 号が傭船され、同船は江戸からのその後の指令を待ち、その間幕府の勘定で石炭や木炭を積み込んで上海へ出発したこと以外に、特にはない。

輸出入貿易の不景気な状況には、何の変化もなかった。しかしながら、横浜と長崎の輸出入の状態は、私が間もなく報告するつもりであるが、その重要性について最高のものと判断できるであろう。

駐日オランダ総領事 J・K・デ・ウィット 署名

一八六二年一月月例報告(外務省三一四二号文書所収)

私は、期して横浜へ出発することについて特別に知らせた書翰を送付した後で、十日の航海をへて、今月二二日王有蒸気艦 *Vice Admiral Koopman* 号と共に同地に到着した。

同日幕府の遣欧使節が、提督 *John Hay* 卿指揮下のイギリス蒸気艦 *Odie* 号に搭乗して江戸を出発した。同号は、彼等を香港・シンガポールを経てスエズへ輸送する。エジプトで短期間滞在した後で、使節は更にイギリス軍艦でフランスへ運ばれる。そして彼らは最初の訪問をパリで行う。そして更にイギリス、オランダ、プロシヤ、ロシア、そしてポルトガルを訪問する。そしてフランス軍艦で日本に帰還することとなる。私は今、当地のイギリス公使から、彼が幕府に、より高位の者と更には大名一人を、使節の長として派遣するよう働きかけたことを聞いた。し

かし、大名の一人にこの命令を発することはできず、こうした外国派遣を義務として引受ける人物を選ぶことが不可欠となる、という回答を得たという。

守^{カミ}という称号は、この使節の首脳部がもつもので、それ故それ自体としては領主を何ら意味するものではなく、ただ統治^{（傍線）}、管理し、監査するものを意味している。それ故、領主にもまた神にも与えられる称号である。一方で、大君によって最高執行役に任命されたものや將軍の直轄地の奉行は、どのような任命職であれ如何なる領主にも従うことのないように、大君から彼等の任命に際して、任命職に対応する名称をもってこの称号を受領する。

使節の地位と名前などは、彼等の家来である者を含め、総計随員三五名の報告とともに、私は既に別のところに特記しておいた。

使節を往路復路各一艘ずつで輸送するというイギリスとフランス側からなされた申し出の時点で、彼等の最初の訪問が、これらの列強に対して行われる以外には想定できないことであった。以前日本の老中が、使節を派遣する意図を私に知らせたときに、すでに私は口頭で、オランダとの古くからの関係により、オランダに最初の訪問がなされるはずという期待を私は抱いている、と知らせた。しかし私は確答を得ることはできなかつた。最終的にこの件について老中に書翰を宛てたが、こうした状況の下では、このための私の努力は何の結果も残さない、としか予想していなかつた。

この書翰の返答を、使節が国王陛下に献上する贈り物の目録とともに、私は当地に到着した際に知らされた。それらは、この間に出島に送られていた。江戸から私を迎えるために派遣された二人の外国奉行は、このことを私に知らせ、数日後私は新たにこれらの書翰を受け取り、私の今月二八日付公文にこれらの往復書翰の写しを付属しておいた。

貿易のための江戸開市は、締結条約によれば今年の一月一日に行われる筈であった。これは、当地のアメリカ、イギリス、フランスの公使たちによって無期限に延期された。ここに居留する商人たちの多くは、このやり方を非常によくないと考え、彼らが自分たちの割り当てられた区画に対して幕府に支払わねばならなかつた土地地代の規則に不満をもつ、もう一つ別の理由となつた。

そもそもこの規則については、外国人の初回の居留に際しては何も決まっていなかつた。長崎では、彼らは日本人の家を借り、自分たちの区画は湾の岸辺に盛土をするはずであると期待していた。そこに彼等は自らその住居と倉庫を建てることのできるはずだったのである。横浜では、小漁村の家が取り壊され、それによって占有された土地が外国人に分配された。その間、少しばかり離れた別の場所が、もっと以前からの住人に割り当てられた。かくして、外国人の利用に貸渡される区画は土を盛られ、溝が掘られ、海側に波止場と岸壁が設けられた。その間、横浜ではより多くの区画が必要であることが自覚されるに従い、以前の田圃や沼沢地が埋め立てられ、外国人の利用に供する住居の建築のために整えられた。

かくして整備された区画には日本人は一人としてだれも住まず、ただ、他の東洋諸国と同じく国土の所有者として観念されている君主以外、そこに誰も所有権を持たずにいる。この君主がその土地を慣習として貸渡すものと考えられている。条約において一般的な語句で、開港地では土地を借りることができる^{と定義されている}とはいへ、貸出すことができる個人というものは存在せず、地代という名のもとで賃料が支払われるのは、幕府それ自体であつた。

長崎では、商人たちは日本人の住まいでなんとかせねばならず、要求された地代を支払うことに異論を唱えなかつた。整備された区画の上に

自分自身の住まいを建てる機会をすぐに得たからである。横浜では、しかしながら、事態は異なっていた。最初にやってきた際には、外国人は、彼等に対して公式に建てられ、そして彼等に個人の名において貸し出されたいくつかの家の外に、彼等自身が建築工事をする広い区画があった。前年の初めに幕府は初めて、地代についての彼等の約束を有効なものとし始めた。土地の値段はその間に相当高騰したが、それは一方で、幕府が橋や道路や波止場や、その他のものに金をかけたことにより、一方で、居留しに来た外国人の増加によるものである。最初にやってきたものたちが、日本役人、所謂土地士官を通じて、わずかな贈り物でその財産にした一筆の土地は、後に外国人居留地への需要が増大するにつれて、以前からの住人に賠償もなく、一〇〇坪（すなわち平方の平地にして）六〇〇平方フィート当り六六ドルという値段で貸し渡され、広さ四〇〇坪の割当分を所持しているものは、その権利を簡単に一五〇〇ドルで、あるいは海側にあるところでは、二五〇〇ドルで売ることができた。

これらの高騰の他の例として、私は、ひとりのオランダ人 *Dohmen* (*Dekmen*……YH) が海辺に獲得した一筆の土地を示すことができる。彼はこのために二六五ドルを幕府に支払ったが、一ヶ月後、同じ広さのより裏手にある一筆と交換した。そして一五〇〇ドルを同じく受け取った。この土地に彼は一軒家を建てたが、約二〇〇〇ドルかかり、月七〇ドルで今この家を貸している。

区画された土地の高価格と、幕府の（行った……YH）支出に目をやれば、求められる毎年の地代、一〇〇坪当り二九ドルはけっして高くはない。しかし、既に長いこと何も支払っていなかった彼等のこの地代に對する不満は一般的だった。そして結果として各国の外交代表部をも通じて、地代に對する苦情が幕府に寄せられた。いつも次の返答が与えられた。横浜に定住する日本人商人はもっと高い地代を払っており、外国

人に求められる値段を一度たりとも引き下げることはできない、と。

しかし、そうした値下げが獲得できるはずという期待がなお長いこと続いていた。そして昨年一〇月私が横浜を離れるとき、この事案は懸案のままだった。けれども結着をつけなければならなかったので、幕府から不誠実を正當なたちで咎められることなく、そして、オランダ人の側に何の障害もなく全体的な最終決定に至るようにすべく、私は一八六一年一月二六日に、オランダ領事に、次の書翰を書き送った。同人は、一般的には求められた地代を支払う雰囲気にはない、と私に述べていたのである。

「貴下の一〇月二四日付一六一号公文に従い、私は貴下に、横浜に居留するオランダ人が、他の外国民に對して課され同地で支払われているのと同一の地代を同一の根拠で幕府に支払うべく、求められる措置をとるようによ望するものである。

彼らの中にこれに従うのを欲しない者がはからずも存在する場合は、私は貴下に、そうした場合本国政府に日本からの退去を提案できるようにするため、これらの人物を私に報告することを求めるものである。」

他の諸国の外交代表部により（から……YH）既にその国民に對して、この金額の地代を支払うよう命令が与えられていた。そして地代支払いについての自らの命令に、一層の強調を込めて、領事は私のこの書翰を公開した。

他国民が横浜で発行する新聞『*ジャパン・ヘラルド*』で自分たちの不満を煽っているので、そこで今回はオランダ人も会合を持って、この書翰と江戸開市の延期とを論じ、上記の新聞に自分たちの批判を明らかにした。その結論は次のとおりであった。すなわち、支払うことを今後誰も拒否はしない、なお土地の測量と所有期日の不正確さを解消することだけがすめば、一八六二年一月末日までの地代、多くの人々はこれを既

に支払っているのであるが、その支払いは完全に清算されるべきことである、と。

私が一八六一年六月報告で述べたところであるが、既述の大君の婚礼が、今一月一〇日に執りおこなわれた。大名や多くの高貴な人物の長い行列が、この儀礼のため数日も江戸から神奈川への公道を通行することとなり、幕府の要請に基づき衝突を防止するため、その数日間は公道を迂回するよう自国民に命令する根拠を領事たちに与えた。

領事たちもこれに従ったが、外国人に対して権力を振るっている格好を民衆にみせたいと日本人役人は常に願望しているのです、今度は、横浜から神奈川に至る道にある番所の門を閉め、この道を往来しようとする個々のヨーロッパ人に対しても、その通過を拒否するという誘惑にかられた。これはただちに通知があり、領事たちはこれについて苦情を奉行のところに持ち込み、自分たちが理性的な寛大さから命じたことが、力によって課される形になった、と激しく抗議した。イギリス公使は、門が直ちに開かれないのであれば、自分はその護衛と駐留している軍艦 *Charibdis* 号の水兵とで、それを打ち破るためにやって来るとさえ、通告させた。

これにより奉行は門を開けさせ、次のように言った。下級役人の行き過ぎた熱心さから生じた誤解であり、道にはもう自由な往来を妨害するような障害物は設置されない、と。

幕府は、イギリス公使が同伴させていた十二人の騎兵と一人の士官の護衛にはあまりよい感情を持たず、すでに何度も、彼らを帰還させるべきだと強く求めた。同人は、しかしながら、これに応じることを終始拒否した。そしてその上、横浜でも、江戸にいるときにも、水兵の歩哨を住居の側に配備した。フランス公使も軍艦 *La Dordogne* 号の十二人の水兵と士官一名で護衛を構成し、同人はこの護衛に馬と制服を支給した。

一方で、彼も同艦の水夫の歩哨を住居の側にずっと配備した。しかしながら、今のところ、こうした非常措置をとる理由は存在しないように見え、すべてが静謐である。

長崎と同じくまた横浜でも、商人たちは、貿易はうまく行っていない、とこぼしている。しかし茶は相変わらず相当の量が輸出され、そして、中国の労働者が横浜に来るようになってから、現在それは直接ヨーロッパへ送られている。彼らは茶を新たに調達し、仕分け、梱包している。生糸も輸出の主要品目でありつづけ、上海の大商社がこれら主要品目を買占め、他の商人にとり競争を相当難しくしているようである。

輸入貿易の不景気な状況は、今月も改善されなかった。そして多額のドルが、特に生糸の主要市場である横浜では絶え間なく運び込まれており、ヨーロッパ製品の消費は、日本の物産の輸出に匹敵するにほぼ遠いということを示している。

今月は、横浜で三艘が入港手続をし、二艘が出港手続をしたが、すべてイギリス船籍であった。

駐日オランダ総領事 J・K・デ・ウィット 署名

一八六二年二月月例報告（外務省文書三一四二号所収）

先月初めに、私は出島で幕府から、いくつかの規則を制定するために協力して欲しいという提案を受け取った。それは、日本側の警察がさまざまな事案において、外国人を当地で逮捕する権限を与えられるとするものである。この提案が含んでいる原則に関して、私は全く同意した。出島ではオランダ人が、そして昨年終わりにはその他の外国人も、自前の警察を持つところになった長崎以外、その他の港では、治安維持のための面倒なことは日本側警察に任せきりで、この協力は明白に必要であり、場合にに応じて適切に対処する権限を彼らに認めることは不可欠で

あった。これらの協力を要請できるとすることは既に条約に規程があり、外国人が犯す暴力事件の抑止においてしばしば示された日本人の弱腰は、彼らが対処できる権限をもつと与えられていると感じるやいなや、なくなるはずであると期待出来た。一方で外国人は、日本側当局を過小評価する自信過剰の傾向を弱めるはずである。

しかしながら、この提案を、そのまま受け容れるには多くの困難があった。乱暴な乗馬、銃弾の発砲、猟銃を所持しての外出のような軽犯罪が逮捕の対象となることを、誰もが問題とした。そして、領事の発行する身分証明書を常に携帯するという体制は、私にはふさわしくないと思われた。しかし、私はそれ自体かなり重要なこの事案を、出島では取り扱えなかったもので、それゆえ、この措置を構築することに関して他国の代表部と相談するために、横浜まで出かけてくることを決心した。(当地に……YH) 到着すると、私は、アメリカ公使がこの提案に参加することを拒否したことを知った。そして、イギリスとフランス公使との間で持たれた会合のうち、私は彼らと、日本人警察による外国人逮捕行為を、さもないと惹起しかけない暴力沙汰となる場合際においてのみ一般論として是認する、それ以上具体的に踏み込まない、という合意に到達した。その他については、一八六二年二月十日付公文で私はこれに関する特別の報告を行った。

横浜で日本の側が講じている措置は、多くの不満を同地の商人に惹き起こした。そこではすべての日本商品は、買い手のところに供給される前に、売込商がそのための特別の建物へ運び込まなければならなかった。同所では、役人が数量と販売価格を記録している。恐らく不正と疑われても仕方がなかったのは、そこで売込商が合意された価格に対して数%を支払わねばならないこと、また、売込商にとって今後供給することが認められる数量に対してではないにせよ、少なくとも商品の値段にこの

やり方で不当な影響力が実行されることであった。まずイギリス公使がこれに対して苦情を述べたが、幕府はしかし、この疑念はまったく不当であり、自分たちは絶対商品の購入自体に干渉していないし、輸出される品目の数量と値段を、より正確に知るための一措置に過ぎない、そうして輸出関税の脱税を監視するためである、と主張した。これらの主張は受忍しなければならないものであった。少なくとも、役人の介入と彼らの取引への関与それ自体は、確実に証明することができたわけではない。かくして、非常に多くの疑いを残す措置に余儀なく甘んじることになり、輸出貿易へのむき出しの管理よりもっとひどい妨害がなされている。

幕府はこの事例においては条約の規程を破るといふ外形を取っていないが、一方で、条約と明らかに対立するもう一つの別の事案があり、それは、幕府がその民衆の産業に対して果たすべきと考えている保護という根拠に基づいて、正当化しているにすぎないものである。横浜のフランス人 Power [Bouret] 氏は、先頃、当地において繭を紡ぐため機械を持ち渡り、そうしてもっと良質で安価な生糸を入手しようとした。彼が必要な繭を供給しようという多くの日本人商人と既に合意に至っており、その実現をじっと待っていたが、そのとき商人たちはこの原料を供給することを幕府が禁止したと言いに来た。彼の苦情によりフランス公使は江戸に赴き、同地で外国掛老中自身とこの事案を議論した。しかし、彼らは、これは産業の一部であり、それによって貧しい多くの人々が国内でその生活の糧を見出している、もしこの競争が外国人に認められたら民衆の不満は増大すると主張し、結論として出された禁令を撤回することを拒否した。他方、彼らは若干の繭を既に設置された機械の試験のために用意するであろうと申し出たに過ぎなかった。この理由付けには、この事案を取り敢えずここまで留めておくよう、フランス公使に働きかけるに十分なものがあつた。実に出された禁令は、他の施設にもその

他もろもろの影響を挙げた。すなわち、江戸の様々な場所、最近警告が張り出された。そこでは、以前既に話題となった事案に加え、薙、刀、横浜に至る地図を外国人に売るために持ち込んでくることは、死罪をもって禁じられる、とされた。この警告の写しを手に入れたイギリス公使の強硬な抗議により、老中たちはこれについて何も知らないと言った。しかし、上記の公使は、この否定を全く信用しては受け取れないと多くの理由を挙げた。

私は、それ故まずこの状況を次のようにみるべきと述べた。状況は、大した条約違反も貿易の重要な妨害もたらすものでもない、と考え得るとはいえ、当地でヨーロッパで考えられているような完全な自由貿易関係に至るには、かなりの時間の経過を想定せねばならない、と。

それと同時に、幕府はそのものの考え方を準備するために、実際にはやり残していることがある、という証拠を私は知っている。幕府は主にそうした準備に基き、更なる開港の延期について要望を出す論拠としたので、私は日本の開港について改めて話し合うために開かれたイギリスやフランスの公使との会合に提出した一通の覚書で、それについて注意を喚起した。江戸と新潟に関しては、なにがしかの代償をもって延期を認めることが望ましい、しかし、貿易にとって非常に重要な兵庫と大坂の開港開市は、最早延期を主張することは出来ないものである、という考えが完全に合意された。その他これについての詳細は、今年二月一日付公文にて報告した。そこには、その際相互に交わした覚書の写が付け加えられた。

私がある時それ以前も、幕府に対する敵对党派の存在について述べたことは、外国掛老中安藤対馬守の命を狙った襲撃によって、いままた確認された。これは今年二月二三日に江戸で起こった。大君の宮殿の門の近く、安藤自身の邸宅の少し離れた所において、彼は武装した八人ばか

りの徒党に朝八時に襲撃された。その間彼は一〇人ばかりの武装した従者に守られていた。(最初に……) 彼に向かって発砲されたのち、彼はその乗物から飛び出て、襲撃者に対して刀を構え自ら防禦した。そのうち五人が斬り殺されたが、残りは逃走した。彼自身は二ヶ所に傷を負い、従者一人が死亡し、その他は程度の違いはあるものの重傷であった。

犯人や彼らをこの襲撃にかりたてた理由については、何も確かなことは判っていない。ある人たちは、外国奉行織部正の一族の復讐だ、という。同人は老中たちを敢えて糾弾した後自ら命を絶つたと、昨年話題になった。また別の人びとは、この老中のもとで最近目につくという外国との親善一層の深まりの所為であるとしている。

私は自分としては、後者を信じる気持ちだが以前から強い。江戸に最初に到着した際、また、江戸から最後に帰還する際、日本側では外交官の待遇に応じて、砲台からの祝砲を与えるという幕府の決定、これは最近私のところに書面で幕府から伝えられたのだが、これには外国人の死亡に対して与えられる賠償の問題が伴っていて、これらが敵対的な党派に不快感を相当に与えた可能性がある。彼らは既に自分たちの不満を世に示すべく、極端な手段をとることを躊躇しないと、何度となく表明した。しかし、確実なことはこの件についてはなにひとつ得られない。そして安藤対馬守が、瀕死の重傷を負ったという民衆の噂より、軽傷を負ったにすぎないという公式の通告に信用を与えるべきか、数日しても判らないでいる。

二月一七日に江戸の外国掛老中に行なうはずの訪問は、こうして延期された。書翰で私は事件への同情を表明したが、十日後それに対する返事として、怪我人は回復途上にあり、私を至急接遇したいと希望しているという返答を得たので、私は礼儀もあり、このために出島への帰還をもう暫く延期するつもりである。イギリス公使もまた、日本を離れる前

にこれを持っていて。彼は前駐清領事 Winchester 氏に一時的に交代した。しかし、もう一回自分の離日以前に、大君の書翰に対する女王の返答を手交し、日本の開港を話し合うために、外国掛老中と会談を持ちたいと思っていた。私が想像するに、そうした段取りは、無期限延期の要望への合意を後日断乎として拒絶するためのものである。しかし、これについて何か決定的なことを想定することはなおできないし、さらに言うなら、アメリカ公使は自らの来たるべき離日を理由として、これについての自分の考えをふみこんで発言することを差し控えているので、確実に事案は彼の後任の到着までそのままとなる。

先月の報告で、私は、イギリスとフランスの公使が外出する場合に付き添わせている武装護衛について述べた。現在のところこれらの人びとは、横浜の外国人居留地中を毎夜巡邏するためにも使われていた。特に当地で恐れられている放火を警戒するためである。この危惧の唯一の理由は、二月一三日の夜燃え広がった火事であった。悪意に対する深刻な疑惑が残った。火はまずこの巡邏によって発見されたが、しかし二軒の住居と倉庫が全焼するのを防ぐにはまったく遅きに失していた。

日本人街区の火事に際してしばしば体験する外国人の援助は、しかし今度は日本側当局によって同じように披瀝された。彼らは火事が起こった際の迅速な措置として、八〇人を各領事の指揮下に置き、彼らと、停泊中のイギリス・フランス・オランダ三艦の水夫との援助により、多数の木造家屋のある外国人居留区をほとんど壊滅させたかもしれない炎の勢いを、食い止めることに成功した。

日本の警察は、なおも毎夜巡邏しており、悪意を持ったものから外国人居留区を守っている。しかし最近彼らの行動は、このところローマ教会を長く足繁く訪れている人びとを逮捕するという、別の目的も示したのである。同教会では数週間前から二人のフランス人神父によって定期

的な礼拝が行われている。彼らはキリスト教の教えの説明をするために、自ら日本語を十分習得していたのである。フランス公使はこれらの逮捕者に対する弁護を行い、彼らがあまり重罪に処せられないよう希望を抱いている。

最後に、幕府がいうところに従えば誤解、すなわち対馬のロシア人占領の口実となったものは、両国の良好な関係を全く乱さなかったように見える、と述べておく。何故なら最近幕府に所属するヨーロッパ風の儀装した船舶が、箱館から江戸に、航海術における実践的訓練を教授するための二人のロシア士官を搭乗させてやってきたからである。

駐日オランダ総領事 J・K・デ・ウィット（自署）

以下、次号。本稿は、科学研究費補助金（C）「開港前・後の問屋仲間と藩専売」（研究代表者 横山伊徳）、同（S）「マルチアールイヴァルの手法による在外日本関係史料の調査と研究資源化の研究」（研究代表者 保谷徹）、国立歴史民俗博物館共同研究「近世近代転換期東アジア国際関係史の再検討」（研究代表者 福岡万里子）の研究成果の一部である。